

入学準備金のお申込みに必要な証明書類

次の証明書類を申請書に添えて、提出ください。

書類不足の場合は、入学準備金の認定審査を行うことができません。

(注意事項)

・証明書類は返却いたしません。(添付していただく書類はコピー可。)

・兄弟が小・中学校に在籍し、既に令和7年度就学援助制度の認定を受けている方は添付書類は必要ありません。

区分	申請理由	申込時に添付が必要な証明書類(コピー可)	
1	生活保護が停止または廃止になった	福祉事務所が発行する生活保護停止(廃止)証明書	
2	市町村民税が非課税となっている	令和7年1月1日に若狭町に住民票があった方 →書類の添付は不要です。 (住民税申告が未申告の方は、町県民税申告が必要です。)	
		令和7年1月2日以降に若狭町に転入した方 →市町村民税非課税証明書(扶養人員が記載されているもの)	
	市町村民税が減免されている	市町村民税の減免決定通知書	
3	個人事業税が減免されている	個人事業税減免決定通知書	
4	固定資産税が減免されている	固定資産税の減免決定通知書	
5	国民年金保険料が減免されている	国民年金保険料免除決定通知書	
6	国民健康保険税が減免または徴収猶予となっている	国民健康保険税減免決定通知書 国民健康保険税徴収猶予決定通知書	
7	児童扶養手当の支給を受けている (児童手当・児童育成手当・特別児童扶養手当とは異なります)	・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当受給証明書 ※いずれかの書類の写し	
8	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書	
9	職業安定所登録日雇労働者である	雇用保険日雇労働被保険者手帳	
10	上記1～9には該当しないが、収入・所得の合計が基準内にあり、援助を必要とする (収入のある方全員の書類が必要です)	収入に関する書類	令和7年1月1日に若狭町に住民票があった方 →書類の添付は不要です。 (住民税申告が未申告の方は、町県民税申告が必要です。)
			令和7年1月2日以降に若狭町に転入した方 (収入のある方お一人につき、次の①～③のいずれかの書類) ①(給与所得のみの方) 令和6年分給与所得の源泉徴収票 ②(税務署に確定申告書を提出した方) 令和6年分確定申告書の控え ③(令和7年1月1日に住民票があった自治体の) 令和7年度市町村民税課税証明書